

# 担い手等との意見交換結果及び対応について

宮崎県農地中間管理機構

## 1 意見交換の方法

農地中間管理機構の地域駐在員（7名）が各市町村を巡回し、認定農業者や法人等担い手から意見を聞き取るとともに、市町村担当者及び担い手等の意見を集約した。

## 2 意見交換の相手

認定農業者167名、法人92名、新規参入者1名、各地域の担い手75名、その他12名  
合計347名

## 3 出された主な意見・要望等

- ・農用地等の借受希望者の募集については、年何回も行うと募集の手続きが煩雑であり、また、短期間の募集では見落としとして応募できないこともあるので、募集期間を周年公募にしたい。
- ・借受希望者が提出する「農用地等借受希望申込書」については、現状は1年または2年の有効期限であるが、更新には再度の申し込みが必要となるので、1回の申し込みで済むように、有効期限を延長してもらいたい。
- ・10年以上の貸出期間が長すぎるので機構に預けることができないが、5年でも預けられるよう改善できないか。
- ・農地の賃料徴収の時期が年末の時期の年1回に決まっているが、その時期にはまだ予算的に厳しいことから、徴収の時期の変更はできないか。
- ・地域でのブロックローテーションにより、毎年作物や耕作者が変わることから、毎年度集積計画・配分計画を変更することになり煩雑なので、手続きを改善できないか。
- ・登記事項証明書をコピーして集積計画及び配分計画の両方に添付する作業が煩雑であり、省略できないか。
- ・未相続農地の場合の添付資料として、戸籍謄本の写しを求めているが、市町村が公用で謄本の交付を申請している場合もあり、個人情報扱いの観点から提出は省略できないか。
- ・地域における機構によるコーディネート機能を強化してほしい。また、市町村でのマンパワー不足の解消を図ってほしい。

## 4 機構における対応

機構は、受け手となる担い手等から出された意見について検討し、農地中間管理事業の実施に当たって以下の項目について改善を図った。

### （1）農地中間管理事業の実施に関すること

#### 【平成27年度中に実施した内容】

#### ①平成27年度の農用地等の借受希望者の募集について

機構から農用地等を借受ける者は、機構が行う公募に応募し、公表されている者となることから、平成26年度は機構から市町村に公募区域の照会を行い、3回（7月、9月、12月）公募を実施した。

市町村からは、照会に対する回答事務の煩雑さや、借受者の公募の応募漏れ等が発生し改善の要望が出されたことから、平成27年7月から周年公募を行うこととした。

（平成27年5月1日付け機構通知済）

#### ②機構への貸出年数の見直しについて

農地所有者から、機構への10年以上の貸出期間が長すぎるとの意見が多く寄せられたことから、市町村が適当と認める場合には5年の貸出期間も認めることとした。

（平成27年7月28日付け県通知済）

#### ③賃料の徴収、支払い時期等の変更について

農地借受者からの賃料徴収を毎年11月10日としているが、農地借受者である法人等から、賃料徴収日の変更の申し入れが数件寄せられたことから、機構は農地の出し手とも協議を行い、

了解が得られた場合に限り賃料の徴収日と支払日の変更を行うこととした。但し、真にやむを得ないと判断される場合に限る。  
(平成27年6月5日市町村担当者会議で説明済)

④期間貸借の手続きについて

地域における協定等により、農地の貸借による集団転作等（ブロックテーション）を行っている地域から、農地中間管理事業においても期間貸借の利用権設定手続きが可能となるよう要望が出されたことから、期間貸借での貸付を行うこととした。

(平成27年10月9日市町村担当者会議で説明済)

【平成28年度から実施した内容】

⑤借受希望者が提出する「農用地等借受希望申込書」の有効期限変更について

現在、借受希望申込書の有効期限は原則1年間で、本人の希望があれば1年延長して最長2年間としている。しかし、貸付けできていない借受希望者も多数存在することから、再提出の申請事務を省略するために、有効期限を「農用地等借受希望申込書の取下書」が提出されるまでとする。

(平成28年4月27日市町村担当者会議で説明済)

⑥登記事項証明書（全部事項証明書）の添付について

平成28年度より、農用地利用配分計画の認可申請時に、登記事項証明書の提出が不要となったことから、添付書類としての提出を求めない。

但し、農用地利用集積計画作成の際は、農地中間管理権取得時に必要項目の確認が必要なことから、登記事項証明書の写しを添付することとする。

(平成28年4月27日市町村担当者会議で説明済)

⑦未相続農地について利用権設定する場合の手続きについて

未相続農地の貸借については、権利を有する者の全員又は過半の持ち分を有する者の同意取得により利用権設定が可能となることから、これまで農用地利用集積計画の添付書類として戸籍謄本の写しと相続関係図を添付していたが、提出書類の簡素化を図るため相続関係図のみとする。

但し、市町村農政担当課長等の証明を付した相続関係図の提出をお願いすることとする。

(平成28年4月27日市町村担当者会議で説明済)

(2) 農地中間管理機構の事業推進体制の充実

①機構の地域駐在員の配置について

平成27年4月1日より、農地中間管理事業の円滑な事業推進を図るため、農地中間管理機構の地域駐在員を県内各出先事務所等に配置した。

＜地域駐在員の業務＞

ア 農地中間管理事業に関する事業啓発及び事業推進

イ 各地域における関係機関の連携・調整及び指導

ウ 各地域における農地に関する情報等の収集

(認定農業者・集落営農法人・農業法人・土地改良区等)

エ 各地域における県主催の担当者会議や各市町村の農地中間管理事業推進チーム会議等への出席

オ 県主催の担当者会議や各市町村の農地中間管理事業推進チーム会議への出席

カ 各地域での地元説明会等への参加

キ 各地域における権利設定等の業務支援

ク 農用地等の借受希望者のフォローアップ（マッチングに向けたニーズ等の把握）

ケ その他農地中間管理事業の事業推進に関する事項

②機構の事業推進員の配置について

機構からの業務委託先である市町村等のマンパワー不足を解消するため、業務委託費を活用して、現地で農地集積のコーディネーターや事務支援を行う担当者の確保を行い、円滑な事業推進に努めている。